

| | |
|------------------|---|
| Title | 古版書解題 一千六百八十二年版神学博士ギルバート・バーネット著 英国王座裁判所長サー・マシュー・ヘールの生涯 |
| Sub Title | |
| Author | 高橋, 誠一郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1938 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.6 (1938. 6) ,p.823(113)- 829(119) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19380601-0113 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380601-0113 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古 版 書 解 題

一千六百八十二年版神學博士ギルバート・バーネット著

『英國王座裁判所長サー・マシュー・ヘールの生涯』

高 橋 誠 一 郎

英國の名法官サー・マシュー・ヘール(Sir Matthew Hale)の諸著中に在りて、經濟文献中に算入せらる可きものは、一千六百七十七年倫敦版 The Primitive Origination of Mankind, considered and explained according to the Light of Nature. 一千六百八十三年倫敦版 A Discourse touching Provision for the Poor. 及び一千七百年倫敦版 De Successionibus apud Anglos: or the Law of Hereditary Descents; showing the Rise, Progress, and successive Alterations thereof. 1 vol. の三部であらう。第一のものゝ數章は Essay on Population. と題して、一千七百八十二年に出版せられてゐる。吾人は昭和七年版『重商主義經濟學說研究』の六四一―二頁に於いて聊か此の書に就いて述ぶる所があつた。第二のものが果して彼れの著であるか如何かに就いては確證を得ることが出來ない。イーデン(Sir Frederic Morton Eden)は、本書が、ヘールの著であるとしたならば、それは彼れが一千六百五十八年、クロンウエルの死後推されて護國公と爲れる其の子リチャード・クロンウエルの下に新たなる任命を受諾することを

肯せずして、田園に退隠しつゝあつた王政復古前、即ち一千六百五十九年に起稿せられたものであらうと推定して
 6. No. (Eden, The State of the Poor; or, An History of the Labouring Classes in England, from the Conquest
 to the Present Period, vol. I, 1797, p. 215.)。吾人は前掲拙著七〇三—四頁に於いて本書の要旨を摘記した。第
 三のものは一十七百十三年に倫敦に於いて公にせられた彼れの The History and Analysis of the Common Law
 of England, written by a learned hand. (再版一千七百十六年、三版一千七百三十九年、四版一千七百七十九年、
 五版一千七百九十四年、六版一千八百二十年)の第十一章を構成するものであつて、一千七百十六年に複製せられ
 てゐる。彼れに従へば、ウイリアム勝王の征服に至る迄は、地所の相續は、少くとも總べての男子に對しては平等
 であり、而して恐らくは又、總べての女子に對しても平等であつたやうに見える。而も斯くの如き相續財産の平等
 なる分割は極めて不利なる結果を齎すことが明かど爲つた。即ち第一に、頻々として行はるゝ其の分割及び小分
 よつて、歳月を経る間に、相續財産は零碎と爲り、依然として公課及び公務に堪ふるの力ある家産を有する人々は
 極めて稀れと爲るが故に、そは國力を薄弱ならしめ、第二に、そは漸次住民をして有福ならざる田園生活を送るに
 至らしめ、而して家族は分裂せしめられ、又、斯くの如き其の力を用ふ可き零細なる土地の一部を有することがな
 かつたとしたならば、商工業若しくは文武又は宗教上の事務の孰れかに従事す可き二男三男は、是れ等の機會を顧
 みずして、彼れ等に配分せられたる小部分の土地に其の身を委ね、是れが爲めに彼れ等は自己及び國家を富裕なら
 しむ可き更らに有利なる機會を利用せんとせざるが故である。

二

ケールの傳記はウッド (Anthony à Wood) の Athenaei Oxonienses, an Exact History of all the Writers and

Bishops who have had their education in the University of Oxford from 1500 to 1695. (ed. Bliss, iii. 1090-
 6.) アンリマン (John Bickerton Williams) の Memoirs of the Life, Character, and Writings of Sir
 Matthew Hale, knt., Lord Chief Justice of England, 1835. キンキャン (John Campbell) の Lives of the Chief
 Justices of England. ハック (Edward Foss) の Lives of the Judges of England, 1848-64. 以下は
 得るのであるが、而も其の最古のものは彼れの逝去直後に公にせられたギルバート・バーネット (Gilbert Burnett)
 の著『サー・マシュー・ケールの生涯』(The Life and Death of Sir Matthew Hale, Kt. sometime Lord Chief
 Justice of his Majesties Court of Kings Bench, 1682. 6. No.)

三

サー・マシュー・ケールはクロンウェル革命及び王政復古の狂嵐裡に在つて比較的平靜なる生涯を送れる名裁判官
 である。

彼れはリンカン法學院辯護士ロバート・ホール (Robert Hale) の一人子として一千六百〇九年十一月一日グロス
 ターシャのアルダーリイに生れた。彼れは未だ三歳ならずして其の母を失ひ、五歳ならずして其の父を喪つた。母方
 の親戚キングスコット (Anthony Kingscot 若しくは Kingscote) は彼れを僧侶たらしむるの目的を以つて嚴格な
 る清教徒の學校に送り、次いで一千六百二十六年秋、十七歳のマシューを牛津のマグダレン・ホールに入らしめた。
 然るに、清教徒的峻厳なる教育を受けたる彼れは大學生活に入ると共に、娛樂遊戯を事とし、美服を纏ひ、運動競
 技に耽り、劍術を練り、屢々劇場に出入するの青年と爲つた。而して彼れは其の師傅シデウィック (Obadiah Sedg-
 wick) と共に低陸諸邦に赴き、槍を提げてオレンヂ公の軍隊に従はんとしたのであるが、彼れの所有地の一部に對



THE
Life and Death
 OF
 SIR MATTHEW HALE, Kt.
 SOMETIME
 LORD CHIEF JUSTICE
 OF
 His Majesties Court
 OF
 KINGS BENCH.

Written by
 GILBERT BURNETT, D.D.

LONDON, 1682.
 Printed for William Shrowsbery, at the
 Bible in Duke-Lane, 1682.

して權利を主張せるホイットモア (Sir William Whitmore) との間に訴訟沙汰を引き起したが爲めに、止ること三年にして大學を去つて倫敦に赴き、其の法律顧問として上等辯護士 (Serjeant) グランヴィル (Granville) 若しくは (GAVEY) を迎へ、之れと相知るに至つて、亡父より遺傳せる法律に對する興味湧然として起り、一千六百二十年十一月八日、歳二十にして、リンカン法學院に入り、法律の研究に没頭し、空しく費されたる過去の時間を償ふが爲めに、觀劇と交遊とを廢し、最初の二個年間は平均一日十六時間を勉學に捧げ、總べての美服をかなぐり捨て、質素なる衣服を身に着くるに至つた。(Burnett, pp. 1-7.)

彼れは衷心、勤王主義を抱持する者であつたが、而も内亂の際に於いてすら、何等積極的政治行動を取ることなく、却つてクロンウェルによつて民事裁判所判事に任ぜられ、一千六百五十四年の總選舉には其の郷里グロスターシャより選出せられて議會に列した。彼れはクロンウェルの生存中は民事裁判所判事の職に止まつて居つたのであるが、彼れの死するや、葬儀用として彼れと其の従者等に送られたる喪服を着用することを拒み、又、前述の如くリチャード・クロンウェルによつて發せられたる新たな辭令をも受けることなく、「最早斯くの如き政權の下に於いて行動すること能はず」と稱して退隱した。(ibid., p. 30.) 彼れは一千六百五十八九年一月二十七日、牛津大學より選ばれて再び議會に入り、チャールズ二世の復位に際しては積極的の役割を演じ、一千六百六十年四月、召集なくして集れる所謂コンヴェンション・パリアメントにはグロスターシャより選出せられた。同年十一月七日、上級裁判所長に任命せられ、總がて勳爵士を授けられ、一千六百七十一年五月十八日、王座裁判所長に就任し、令名甚だ高かつたのであるが、一千六百七十五年の頃より喘息に悩まれて、床上に横臥すること能はざるに至り、體力次第に衰へ、終に一千六百七十五年二月、官を辭し、同年十二月二十五日、恰も基督降誕祭の日を以つて

長逝した。(ibid., p. 67.)

彼れは、百惡の根源たるを常とする貨幣を愛する下劣なる欲情から解放せられた人であつた。(ibid., p. 86.) 「徐ろに急げ」(Festina Lente) は彼れの最も愛好せる金言であつて、彼れは此の語を其の職杖の上端に彫り附けさせた。(ibid., p. 88.) 彼れは其の取得せる總べてのもの十分一を貧民の爲めに残した。(ibid., p. 89.) 彼れは街上の乞食にまでも惜みなく施した。而して彼れは斯くの如き行爲が怠惰を獎勵すると做すの忠告に従ふことがなかつた。(ibid., p. 90.) 彼れは建築が多數の貧民に仕事を與ふるの故を以つて殊に之れを好んだ。(ibid., p. 91.) 彼れは其の借地人の總べてに對して寛大なる地主であつて、あらゆる正當なる低減の哀願に對して耳を傾けんとした。(ibid.) 彼れは衡平を以つて普通法の一部として、又其の基礎の一として見た。斯くて又、彼れは常に能ふ限り精確に、之れを一定の定則及び原理に還元し、人々が一個の科學として之れを研究するを得可きものであつて、之れが施行は其の中に專斷なる或るものを有すると思惟することなからしめんとした。(ibid., p. 106.)

カール・マルクスの所謂「經濟學史上の一奇觀」たるジョン・ペライズが、ヘールを以つて、英國の有したる「最強大なる國王」ウイリアム三世及び「最富貴なる商人」サー・ジョサイア・チャイルドと併稱して「最も令名ある判事」と呼んだことは、吾人が他の機會に於いて述べたが如くである。(前掲拙著七二二頁)。

爰にはバーネットの著の見返し及び扉を寫眞版として掲げることとした。

尙ほ甚だ些細なることではあるが、一千九百三十二年版セリグマン (Edwin R. A. Seligman) 監修の Encyclopaedia of the Social Sciences. 第七卷所載「ヘール」の項目中には、彼れの History of the Common Law. の第六版を以つて、「八卷」と記してゐるが、これは「ハツ折判二卷」の誤りではあるまいか。